

23 監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により，平成 23 年 6 月 24 日に福岡市長から定期監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成 23 年 8 月 11 日

福岡市監査委員 おばた 久 弥
同 川 辺 敦 子
同 石 井 幸 充
同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23 監査公表第 2 号（平成 23 年 2 月 7 日付 福岡市公報第 5801 号公表）分

・・・36 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第 2 号（平成23年 2 月 7 日付 福岡市公報第5801号公表）

（事務監査）

1 局別監査

(1) 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
(ア) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの 委託料等の支出に当たっては，履行完了確認後，債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また，債権者から請求が行われない場合は，債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら，平成 21 年度の「防災・防犯・交通安全指導者用教材作成業務委託」，「人権啓発センターホームページ運用管理委託」及び「ココロンセンターだより版下制作委託」の委託契約事務において，履行完了確認後，支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。 今後，支出に当たっては速やかに事務	支出に当たっては，所属職員に対して，業務完了後，速やかに業者からの請求書提出を求めるとともに，請求書受理後は，速やかに適切な支払処理を行い，再発防止に努めるよう周知徹底を図った。

<p>処理を行うよう十分注意されたい。 (防災・危機管理課, 人権啓発センター)</p>	
<p>(イ) 指定管理者に対し基本協定書等の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>指定管理者は, 公の施設の管理を行う場合は, 当該施設の管理に係る基本協定書及び実施協定書に基づき当該業務を適正に履行しなければならない。しかしながら, 平成21年度及び同22年度の「福岡市立南体育館及び博多体育館」並びに「福岡市立博多市民プール及び南市民プール」の管理運営業務において, 次のような不適切な事例が見受けられた。</p> <p>今後, 基本協定書等で定めた業務等については, 履行状況及び提出内容等を適宜把握, 検証し, 必要に応じた適切な履行確認並びに指導を行うよう厳に注意されたい。</p> <p>a 指定管理者が応募時に市に提出した「現地の要員配置計画」においては, 正社員を要所に3人又は4人の配置を予定し, その結果, 高い評価を得て選考されたにもかかわらず, 体育館及びプールの受付業務等について, 別会社に対して受付及び運営等業務の全てを再委託していた。</p>	<p>ミズノグループに対して, 平成23年1月14日付で指定管理業務に関する改善指示書を交付し, 応募時の「現地の要員配置計画」における基準のとおり, 同グループの正社員を配置するよう指示した。</p> <p>現在は指示事項どおり適正に配置済みである。</p>
<p>b 南市民プールの日常清掃において, 次のような事例が見受けられた。</p> <p>(a) 基本協定書に添付された業務の基準において, プールの日常清掃は作業場所毎に示された作業内容で行うことが定められているが, 開館前の日常清掃業務のうち一部業務(ロッカーの清掃, ロッカー室及びシャワー室壁面の拭き清掃)を除い</p>	<p>ミズノグループは, 再委託先への仕様の不備であったことを認めており, 速やかな是正を指導した。</p> <p>現在は既に是正されており, 日常清掃業務仕様書にて確認済みである。</p>

<p>た内容で再委託しており、この一部の業務が実施されていなかった。</p>	
<p>(b) 同基準において、開館前の日常清掃は利用時間開始30分前の午前8時30分までに終了することが定められているが、実際には終了していなかった。再委託業者に対して指示された業務時間は午前7時から午前9時までの2時間(平成22年3月23日以降は午前7時から午前10時までの3時間)となっており、適切な再委託となっていなかった。</p>	<p>ミズノグループは、再委託先への仕様の不備であったことを認めており、速やかな是正を指導した。</p> <p>現在は既に是正されており、日常清掃業務仕様書にて確認済みである。</p>
<p>(c) 清掃業者記載の清掃日誌において、一部の場所が清掃実施されていなかったにもかかわらず、指定管理者職員によって同日誌に当該場所の清掃業務終了を示す記号が書き加えられていた。</p>	<p>ミズノグループは、不適切な行為であったことを認めており、厳しく再発防止を指導した。</p> <p>現在は適正に清掃業務が実施されている。</p>
<p>c 南市民プール及び博多市民プールの水質検査において、国が示している遊泳用プールの水質基準では毎月1回以上実施することを求めているが、平成21年4月から7月までの4ヶ月間実施していなかった。</p>	<p>ミズノグループは、不適切な行為であったことを認めており、厳しく再発防止を指導した。</p> <p>現在は適正に水質検査業務が実施されている。</p> <p>また、未実施であった平成21年4月から7月までの4ヶ月については、ミズノグループから当該水質検査費用相当分の指定管理料を自主返納済みである。</p>
<p>d 平成21年度の南体育館及び博多体育館の修繕経費については、実施協定書第5条に基づき精算報告書を市に提出し、精算を行うこととしており、その経費に執行残が生じたときは、市に返納することと定めている。しかしながら、本来、実費精算であるべき修繕経費に現場管理費等として2割から3割程度の手数料を加算して精算してい</p>	<p>ミズノグループに対して、平成23年1月14日付で指定管理業務に関する改善指示書を交付し、平成22年度分以降の修繕費については、外注費用のみを計上すること及び平成21年度分については、外注費用のみを計上した場合、修繕費に余剰が生じていたことから、当該費用を市へ返納することを指示した。</p> <p>現在は指示事項どおり平成22年度分以</p>

<p>た。</p> <p style="text-align: center;">(スポーツ振興課)</p>	<p>降の修繕費については、外注費用のみを計上し、平成 21 年度分については、余剰修繕費を市へ返納済みである。</p>
--	--

(2) こども未来局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>随意契約を行うときは、契約の性質または目的等により契約の相手方が特定される場合を除き、2 者以上から見積書を徴しなければならない。しかしながら、平成 21 年度「「せふりの自然に親しむつどい 1 2 月」バス借り上げ」契約において、1 者に 2 者分の見積書を提出させており、適正な見積合わせを行っていないかった。</p> <p>今後、見積書を徴するときは、福岡市契約事務規則その他関係法令に則り、適正な事務処理を行なうよう注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(背振少年自然の家)</p>	<p>バス借り上げ契約については、1 年分を一括して単価契約を行うなど契約方法の見直しを行った。また、契約事務については、福岡市契約事務規則等に則り見積書を徴し、適正な事務処理を行うよう所属職員に対し指導を行い、周知徹底を図った。</p>

(3) 経済振興局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 委託料等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料等の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 21 年度及び同 22 年度の委託料や物品購入代金等の支出において、履行完了確認後、</p>	<p>委託料の支出については、業務完了後、支払いに必要な書類を速やかに提出するよう債権者に対して催促するとともに、速やかな支出処理を行うこととした。</p>

<p>支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(集客交流課)</p>	
<p>(イ) アジア太平洋フェスティバル福岡実行委員会の契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>本市が負担金として交付し、本市職員が管理する準公金については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、交付の目的に従って公正かつ効率的に執行するとともに、適正な出納事務を行う必要がある。しかしながら、アジア太平洋フェスティバル福岡実行委員会の平成21年度及び同22年度の委託業務等の一部の契約事務において、契約の内容等の記録がなく、契約履行の検査の記録を支出伺い等に記載していなかった。</p> <p>交付先団体の事務局が当課にあることから、契約事務については「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(集客交流課)</p>	<p>契約事務については、「福岡市準公金等取扱事務処理要領」に則り、アジア太平洋フェスティバル福岡実行委員会の経理規程を改定するとともに、適正な事務処理を行うこととした。</p>

(4) 道路下水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 物品の発注について適正な契約手続きを行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等に則り、適正な契約手続きを行わなければならない。しかしながら、平成22年度「青写真焼付等業務契約」に係る支出事務において、業者に事実と異なる納品書、完了届及び請求書を提出させ、また、事実と異なる納入指令書及び</p>	<p>物品の発注については、福岡市契約事務規則等を遵守し適正な契約手続きを行うよう、担当者・管理監督者を対象に、今回の不適切事務を含めた契約事務についての研修を実施し、周知徹底することとした。</p>

<p>検査報告書を作成することにより印刷消耗品費を支払い、実際には契約した青写真とは異なる「建設部事業概要」という印刷物に差し替えて納入させていた。</p> <p>物品の発注に当たっては、福岡市契約事務規則等関係法令に則り、適正な契約手続きを行われたい。</p> <p>(建設調整課，東部道路課，中部道路課，西部道路課，雑餉隈連続立体交差課，東部下水道課，博多駅地区浸水対策室，中部下水道課，西部下水道課，河川課)</p>	
<p>(イ) 国有地の使用許可に伴う使用料の納付について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>国有財産の使用許可に伴う使用料の納付については、納入告知書により納付期限までに納入しなければならない。しかしながら、平成21年度都市計画道路博多駅志免線道路敷地の土地使用許可に基づく使用料の支出において、漫然と納付期限を経過して納付したため、不要な延滞金を支出していた。</p> <p>国有財産の使用許可に伴う使用料の納付に当たっては、納入告知書により納付期限までに納入するよう注意されたい。</p> <p>(東部道路課)</p>	<p>国有財産の使用許可に伴う使用料の納付手続きについては、課の定例会議を活用して定期的に納付手続の確認を行うとともに、処理期限を有する同様の定例的な支払を職員全員でチェックできる「支払い確認チェックリスト」を作成し、課内で情報共有することで、支払い漏れを防止することとした。</p>
<p>(ウ) 指定管理者(市営大橋駐車場の管理運営業務)に対し基本協定書の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めもの</p> <p>市営大橋駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第27条によりその経理を他の業務と区別して明確にし、収支に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておかなければならない。しかしながら、平成</p>	<p>市営大橋駐車場の管理運営業務に係る収支については、指定管理者に対し、駐車場単体での元帳整備及び経理簿作成を行うよう指導した。</p> <p>また、平成22年12月に駐車場指定管理者を対象に説明会を開催し、事業報告書に関する内容(経理簿の管理等含む)について、再確認を行った。</p>

<p>21 年度の同管理運営業務において、本社で一括して全体経理を実施しているため、経理簿や領収書等の支出証拠書類が整備されておらず、指定管理業務に関わる最終の支払状況が確認できなかった。</p> <p>なお、前回の監査において、指定管理者に対し適切な指導を行うよう注意を求めたところであるが、一旦は改善されたものの、その後、管理体制の変更に伴い経理簿等が整備されていない状況であった。</p> <p>基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう厳に注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	
<p>(エ) 指定管理者(市営築港駐車場の管理運営業務)に対し基本協定書の遵守について必要な指導を行うよう注意を求めもの</p> <p>市営築港駐車場に係る公の施設の管理運営業務については、基本協定書第 21 条により、指定管理者は、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定により、毎年度終了後、施設の管理運営業務に関し事業報告書を作成し、1 ヶ月以内に市に提出しなければならない。しかしながら、平成 21 年度の管理運営業務において、事業報告書に記載すべき管理に係る経費等の収支状況の報告が全く行われておらず、確認を怠っていた。</p> <p>基本協定書等で定めた管理運営業務については、その履行状況を適宜把握し、必要に応じ適切な指導を行うよう厳に注意されたい。</p>	<p>市営築港駐車場の管理運営業務については、指定管理者に対し、管理に係る経費の収支状況の報告を速やかに行わせた。</p> <p>今後、事業報告書の提出の際に、収支状況が報告されているか、確認を徹底していく。</p>

(道路管理課)	
<p>(㉞) 指定管理者に対し公の施設(市営築港駐車場)の使用料の適正納付について必要な指導を行うよう注意を求めるもの</p> <p>公の施設(市営築港駐車場)の使用料の納付については、その日の収納金を精算機等と照合確認の上、金庫に保管し、その日後において最初に市長が指定する金融機関が営業を行う日に、払込書により指定金融機関に払い込まなければならない。しかしながら、平成22年度の収納金取扱事務において、収納金を収納後、自社の売上金と混同し金融機関に払い込みを行っているため、収納金と払込金額が一致していないものがあり、払込金額に不足が発生していた。</p> <p>収納金の取り扱いについては、福岡市会計規則等に則り、適正に納付するよう指定管理者に対し必要な指導を行うよう厳に注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路管理課)</p>	<p>収納金の不足分については、指定管理者に早急に払込みを行わせた。</p> <p>また、今後は他の収納金と混同せず、速やかに払込みを行うとともに、払込時には収納金額と精算機の精算履歴から合計した額との突合作業を徹底するよう指導した。</p>

(5) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(㉟) 委託料の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの</p> <p>委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成21年度の「パソコン等移設委託」等の委託料の支出において、履行完了確認後、支払いまでに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては速やかに事務</p>	<p>委託料の支出に当たっては、履行完了確認後、債権者からの請求により速やかにその対価を支払うこととした。</p> <p>また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行うよう、関係職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>処理を行うよう十分注意されたい。 (健康教育課)</p>	
<p>(イ) 福岡市立学校給食運營業務の委託契約について適正な指導監督を求めるもの</p> <p>福岡市は財団法人福岡市学校給食公社と「福岡市立学校給食運營業務の一部委託契約」を締結し、福岡市立学校給食センター等における学校給食の調理業務等を委託し、同公社の支出総額から雑収入等を控除した金額を業務委託料としている。しかしながら、同公社の職員給与及び病気休暇の取扱いについて次のような不適切な取扱いが認められた。</p> <p>市民の税金で賄われている業務委託料が増加することとなっているため、適正な事務処理を行うよう指導監督を徹底されたい。</p> <p>e 同公社調理員の病気休暇申請において、本人が提出した証明書に負傷日時が明記されているにもかかわらず、同証明書を根拠に、負傷する前の期間について病気休暇を承認していた。また、同証明書に記載された治癒予定期間内に出勤した場合も、改めて病状の確認を行うことなく、同一の証明書に基づいて、繰り返し病気休暇を承認していた。</p>	<p>給食公社における病気休暇の申請に伴う承認については、早急に改善を図るよう平成23年2月21日付で文書（教育長名）による要請を行った。なお、同公社においては、役員部課長会議で、病気休暇等の承認について厳正な取扱いを図るよう指導を、また職員に対しては各所属長を通じ病気休暇等の制度の趣旨や取扱いについての周知が行われた。</p>
<p>f 同公社就業規則において、病気休暇を与えることができるのは負傷又は疾病のため就業することができない場合とされているが、病院の検査を理由とした病気休暇を承認していた。 (健康教育課)</p>	<p>給食公社における病気休暇の申請に伴う承認については、早急に改善を図るよう平成23年2月21日付で文書（教育長名）による要請を行った。なお、同公社においては、役員部課長会議で、病気休暇等の承認について厳正な取扱いを図るよう指導を、また職員に対しては各所属長を通じ病気休暇等の制度の趣旨や取扱いに</p>

	<p>についての周知が行われた。</p>
<p>(ウ) 教育扶助費の支給について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>生活保護法第32条第2項の規定に基づき、学校長を通じて保護者等へ支給する教育扶助費については、その趣旨に鑑み、区保護課より学校長口座へ入金後、速やかに支給しなければならない。しかしながら、平成20年度及び同21年度の教育扶助費の支給において、実査日(平成22年9月27日)現在、区保護課より学校長口座へ入金後、長期間経過したにもかかわらず、支給を行っていないものや支払までに長期日数を要しているものがあった。</p> <p>教育扶助費の支給に当たっては、速やかに事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(香住丘小学校)</p>	<p>教育扶助費の支給については生活保護法第32条第2項の規定に基づき、口座の入金確認を常に行い、保護者へ速やかに支給を行うこととした。</p>

2 テーマ監査

(1) 水道局

監査の結果	措置の状況
<p>原課における物品購入契約について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの</p> <p>物品購入に当たっては、随意契約何兼見積書において契約の相手方から見積書を徴し契約を行わなければならない。しかしながら、平成22年度の物品購入契約において、契約の相手方から見積書を徴した後、見積金額及び契約金額を訂正しており、不適切な事務処理となっていた。</p> <p>今後、物品購入契約においては適正な事務処理を行うよう注意されたい。</p> <p>(高宮浄水場・管理課関連)</p>	<p>原課における物品購入契約については、契約事務の適正を図るため、場内及び課内で研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、今回のテーマ監査において、局全体に指導事項が多々あったことから、水道局契約課主催で局内すべての課を対象とした契約事務の研修会を行い、適正な事務処理について周知徹底を図った。</p>

(2) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 物品購入契約代金の支出に長期日数を要していたものについて注意を求め るもの</p> <p>物品購入契約代金の支出に当たっては、納品・検査収納後、債権者からの請求によりその対価を支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行う必要がある。しかしながら、平成 21 年度の物品購入契約代金の支出において、履行完了確認から支払までに長期日数を要しているものが見受けられた。</p> <p>今後、支出に当たっては、関係法令等に則り、速やかな事務処理を行うよう十分注意されたい。</p> <p>(学事課)</p>	<p>物品購入契約代金の支払いについては、納品・検査収納後速やかに請求書を提出するよう業者へ指導を行うとともに、所属職員に対しても支払遅延がないよう周知徹底を図った。</p>
<p>(イ) 物品購入契約事務について適正な事務処理を行うよう注意を求め るもの</p> <p>契約金額が 10 万円を超える物品を随意契約により購入する場合は、競争性や経済性を確保するために、2 者以上から見積書を徴して行わなければならない。しかしながら、平成 21 年度及び同 22 年度の 10 万円を超え 30 万円以下の物品購入契約事務において、2 者により見積合わせをしているが、1 者に 2 者分の見積書を作成させて提出させており、適正な見積合わせを行っていなかった。</p> <p>今後、福岡市契約事務取扱規程に則り、適正な契約事務を行うよう注意されたい。</p> <p>(東吉塚小学校)</p>	<p>今後は、福岡市契約事務取扱規程に則り、10 万円を超え 30 万円以下の契約事務については、適正な見積合わせを行うよう、所属職員に対し、口頭による指導を行い、周知・徹底を図った。</p>

(工事監査)

1 局別監査

(1) 水道局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>(ア) 設計積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>a 平成 20 年度「番托系 2 号導水管推進工事（2 工区推進 1 - 1）」 （契約金額 1 億 6,965 万 4,800 円） 本工事は、φ1,200 mm の推進管（鉄筋コンクリート管）を推進工法で埋設し、その中に φ1,000 mm の導水管（鋳鉄管）を設置する工事である。推進工事の設計積算において、日進量（m/日）をもとにその費用を算定するが、その算定の際に必要な補正係数（長距離推進による補正係数）を乗じなかったため、推進工事の費用に誤りが生じ、過小な設計となっていた。 今後は、適正な設計積算を図らるたい。</p> <p style="text-align: center;">（浄水施設課）</p>	<p>設計積算については、再発防止を徹底するため課内会議を開催し、情報共有を図るとともに適正な積算を行うよう所属職員に対し周知徹底を図った。また、併せて精査を慎重に行うよう指導した。</p>
<p>b 平成 20 年度「夫婦石浄水場ろ過池改良工事」 （契約金額 1 億 3,950 万 5,100 円） 本工事管布設土工の設計積算において、発生土を埋戻し材料として使用するため、埋戻し材料（発生土）の掘削運搬土量及び残土処分土量の算出については土量変化率を考慮していたが、誤った土量変化率を適用していた。さらに、残土処分土量を算出する際に土量変化率を考慮する必要がない掘削土量に土量変化率を適用していた。これ</p>	<p>設計積算における土量変化率の適用については、再発防止を徹底するため課内会議を開催し、積算基準に基づき適正な積算を行うよう所属職員に対し周知徹底を図った。</p>

<p>らにより過大な設計となっていた。 今後は、適正な設計積算を図られた い。</p> <p>(浄水施設課)</p>	
<p>c 平成 20 年度「博多区博多駅前 2 丁目 地内配水管布設工事」 (契約金額 5,962 万 3,200 円) 本工事の歩道復旧における、御影石 を使用した舗石(平石)設置の設計積 算において、平石張工の歩掛りを使用 するところ、誤って平板ブロック設置 の歩掛りを使用した結果、過小な設計 となっていた。 今後は、適正な設計積算を図られた い。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>設計積算における歩掛りの適用につ いては、課内会議を開催し、所属職員に 対して指摘内容の周知を行うと共に、 同じ間違いを起こさないために現場と 合致する歩掛りが見つからない場合は、 個人の判断で近い歩掛りを安易に使用 するのではなく、設計指導主査や類似 の工事を設計した職員に尋ねるなど、 合致する歩掛りをよく探 すように心がけるよう注意を行った。</p>
<p>d 平成 21 年度「東区香椎駅東 3 丁目地 内φ500mm配水管仮設工事」 (契約金額 8,768 万 2,350 円) 本工事の 2 箇所ある不断水切替弁部 では、それぞれ矩形、小判形のライナ ープレート掘削土留工を採用している。 その設計積算において、土木工事標準 積算基準書の深礎工の掘削土留 A 工法 (人力掘削、機械排土)の単価を採用し ているが、これは円形のライナープレ ート掘削土留工であるため採用すべき ではなかった。本工事の矩形、小判形 のライナープレート掘削土留工の場合 は、下水道用設計標準歩掛表による単 価が本市にあるので、これを採用すべ きであった。その結果、過小な設計と なっていた。 今後は、適正な設計積算を図られた い。</p> <p>(東部管整備課)</p>	<p>設計積算における歩掛りの適用につ いては、課内会議を開催し、所属職員に 対して指摘内容の周知を行うと共に、 同じ間違いを起こさないために現場と 合致する歩掛りが見つからない場合は、 個人の判断で近い歩掛りを安易に使用 するのではなく、設計指導主査や類似 の工事を設計した職員に尋ねるなど、 合致する歩掛りをよく探 すように心がけるよう注意を行った。</p>
<p>(イ) 施工管理において、次のような不適切</p>	<p>施工管理については、課内会議を開催</p>

<p>な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>平成 19 年度「西区田尻地内φ600 配水管布設工事」</p> <p>(契約金額 8,457 万 7,500 円)</p> <p>本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は、同法第 11 条等の規定に基づき通知書を福岡市長に提出しなければならないこととなっているが、通知書を提出していなかった。</p> <p>今後は、適正な施工管理に努められたい。</p> <p>(西部管整備課)</p>	<p>し、所属職員に対して再発防止並びに適正な施工管理について周知徹底を図るとともに、提出書類についてのチェックリストに新たな項目を設け、遺漏なく処理を行うよう指導した。</p>
--	---